

平成25年行政事業レビューシート

(警察庁)

事業名	犯罪被害者支援経費		担当部局庁	長官官房		作成責任者	給与厚生課長 吉岡 健一郎		
事業開始・終了(予定)年度			担当課室	給与厚生課					
会計区分	一般会計		政策・施策名	犯罪被害者等の支援の充実 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等 総合的な支援の充実					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	犯罪被害者等基本法第22条		関係する計画、 通知等	犯罪被害者等基本計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、犯罪被害者等基本計画に基づき、民間被害者支援団体と関係機関との活動の資質の向上、関係機関との連携及び全国的な均質性を確保するため、民間被害者支援団体において活動している支援員等に対する研修会の開催の支援を継続的に行う。</p>								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>犯罪被害者等の支援の充実を目的として、警察と民間被害者支援団体における支援に関わる民間の支援員の知識、技能の向上及び連携の強化を図るため研修会の開催等を実施する。</p>								
実施方法	直接実施	委託・請負	補助	負担	交付	貸付	その他		
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	9	7	6	6	6		
		補正予算	0	0	0.1	0			
		繰越し等	0	0	0	0			
		計	9	7	6	6	6		
	執行額		9	4	4				
執行率(%)		100%	57%	67%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	(成果目標) 民間被害者支援団体の支援員の知識・技能の向上 (参考指標) 支援要員に対する研修への参加者数			成果実績	人	632	777	765	
				達成度	%				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	支援要員に対する研修の実施回数			活動実績 (当初見込み)	回	2	2	2	
						( 2 )	( 2 )	( 2 )	
単位当たりコスト	4,594円/人		算出根拠	3,514,524円(平成24年度執行額)/765人(研修会参加人数)					
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	業務委託費	5.2	5.2						
	諸謝金	0.3	0.3						
	計	6	6						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			犯罪被害者等基本計画に基づき、民間被害者支援団体と関係機関との活動の資質の向上、関係機関との連携及び全国的な均質性を確保するため研修会の開催を支援するものである。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。					
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			研修会開催業務委託は、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施しており、支出先の選定は妥当である。 なお、一般競争入札を実施した結果、見込み額より安価で落札したため不用率が大きい。		
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。					
	受益者との負担関係は妥当であるか。					
	単位当たりコストの水準は妥当か。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。					
事業の有効性	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			犯罪被害者等の支援を目的として、民間被害者支援団体における支援員の知識・技能の向上及び関係機関との連携の強化に資するものとなっている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。					
重複排除	活動実績は見込みに見合ったものであるか。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。					
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>1 支出先・使途の把握水準・状況 警察庁において契約しているため、支出先・使途については把握している。</p> <p>2 見直しの余地 民間被害者支援団体は、相談、病院等への付添など被害からの回復に向けた様々な支援を行っており、被害者支援における果たすべき役割は大きいことから、その質的水準の向上を図るため、継続して実施する必要がある。 なお、契約に関しては、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施するなど、引き続き予算の適正な執行に努める。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者の点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	おおむね具体的で十分な内容と認められる。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	特になし。					
備考						
特になし。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	当初1 - 5	平成23年	41	平成24年	28

平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

警察庁  
4百万円

民間被害者支援団体に関わる支援員等の知識・技能向上のための研修会開催を委託



< 業務委託費等 >  
【一般競争入札】

A. (株)日本通運  
4百万円

受託した研修会開催の業務等を実施

< 謝金 >

B. 外部有識者等  
(18人)  
0.3百万円

講義等を依頼した外部有識者に対して謝金を支出

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.(株)日本通運			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
業務委託費等	民間被害者支援団体に対する研修会	4			
計		4	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)日本通運	民間被害者支援団体に対する研修会	4	8	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	外部有識者等	謝金(延べ18人)	0.3		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

# 民間被害者支援団体の概要について

## 全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークは、犯罪被害者等早期援助団体及びその指定を目指す民間被害者支援団体に構成される非営利法人で以下のような事業を行っている。

- ・ 犯罪被害者支援に関する広報・啓発
- ・ 民間被害者支援団体の支援スタッフの研修
- ・ 全国各地における民間被害者支援団体設立の推進と連携
- ・ 被害者・遺族の自助グループの支援と連携

警察庁

「全国民間被害者相談員研修会」への協力

全国犯罪被害者支援ネットワークは、スタッフ研修等を通して、各民間被害者支援団体の事業水準の向上に寄与

## 各都道府県の民間被害者支援団体 (全国被害者ネットワークの加盟団体)

全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体は、平成25年4月現在で48団体あり、これらの団体は、関係機関と連携を図り、以下のような援助を行い被害者の早期援助に大きな役割を果たしている。

- ・ 犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動
- ・ 犯罪被害者相談業務（電話相談、面談相談）
- ・ 直接支援業務（防犯ブザー等の貸与、病院や裁判所等への付添い、被害者等の職場等関係者への連絡、被害者自助グループへの支援）
- ・ ボランティア相談員の養成及び研修

### 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した非営利法人である。（平成25年4月現在48団体中44団体が指定を受けている）

犯罪被害者等早期援助団体は、警察本部長から犯罪被害の概要等に関する情報提供を受けることができ、これにより、被害者に対して能動的にアプローチして援助を行うことができ、早期援助に特に大きな役割を果たしている。